

令和3年12月7日

〒812-0051

福岡市東区箱崎ふ頭3-1-35

西部ガスリビング株式会社 御中

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝

(申入担当者 弁護士 横山公一)

(電話095-827-0356)



拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

令和3年7月27日付「申入書に対する回答について」に対し、当法人の見解を回答いたします。

まずは、当法人の申入書に対し、本件約款の見直しを含めたご検討をいただきありがとうございました。

もっとも、本件約款第10条の改定によりリース料金の滞納による無催告解除を認める点については、消費者契約法上の問題は解消されるものの、防災の観点から軽微な履行遅滞による解除がされないようご配慮を検討いただきたく存じます。また、本件約款第12条については、条項自体の改正を再度ご検討いただきたく存じます。

以下、その理由を説明いたします。

1. 本件約款第10条について

ご回答いただいた本件約款の改定案では、「警報器・消火器のリース料金を滞納されたとき」をリース契約の解除事由としています。

現行の約款条項では、警報器・消火器のリース契約とは異なる契約であるガス供給契約の料金滞納を解除事由としており、消費者契約法第10条に違反すると考えられましたが、改定案によってこの問題は解消されました。

もともと、改定後の条項では、消費者が1日でもリース料金を滞納すれば、御社は直ちにリース契約を解除することが可能となります。

このような条項は、法律上直ちに問題があるとはいえません。もともと、警報器・消火器が人の生命身体を守るための防災設備であること、特に火災警報器には消防法上の設置義務があることをふまえば、わずかな期間のリース料金支払遅滞によって、直ちにリース契約を解約して警報器及び消火器が回収されることは相当でないと思料いたします。

この点、現行の約款第10条(1)項③号は、「ガス料金の滞納等によりガスの供給を停止されたとき」をリース契約の解除事由としています。通常、ガス料金の滞納が生じたとしても、期限を定めて支払を催告するなどし、それでもガス料金が支払われない場合に初めてガスの供給を停止すると考えられます。したがって、御社としても、料金の滞納が生じた場合に、即日リース契約を解除するような事態は想定されていないと思われます。

そこで、本件約款第10条(1)項③号を改定するにあたっては、「警報器・消火器のリース料金を滞納し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらずリース料金が支払われないとき」とするなど、軽微な履行遅滞によって直ちにリース契約が解除されることのないようご配慮をいただきたく存じます。

2. 本件約款第12条について

(1) 本件約款第12条については、条項自体は変更せず、第1条において「本契約は都市ガスをご利用されるお客様向けの契約となります。」と追記する改定案をご回答いただきました。

(2) しかしながら、申入書において指摘させていただいた通り、消火器のリース契約と、都市ガス供給契約は全く別個の契約であり、都市ガス供給契約の解除は消火器リース契約の本来の解除事由ではありません。したがって、本件約款第12条が都市ガス以外のエネルギーへの切替を消火器リース契約の解除事由としていることは、消費者が消火器リース契約を継続する権利（リース契約を解除されない権利）を任意規定に比して制限するものとなります。

たとえば、消火器リース契約が都市ガス利用者に向けた契約であることが契約書に明記されていたとしても、このような条項が消費者の権利を任意規定に比して制限するものであることには変わりはありません。そこで、当該条項が信義則に反して消費者の権利を制限するものであるか（消費者契約法第10条により無効となるか）を検討する必要があります。

(3) 本件約款第12条によって消火器リース契約が解除される場合、消費者は消火器リース契約上の期限の利益を失い、契約書で定められた売渡率に基づく売渡金を支払わなければなりません。さらに、消費者は売渡金を全額支払うにもかかわらず、リース契約の残期間について、建物火災見舞金給付規定に基づき見舞金の支給を受ける権利（同規定第2条（2）項）や、消火器を使用した際に無償で新たな消火器との交換を受ける権利（同規定第13条）を失うこととなります。すなわち、消費者は、消火器リース契約を解除されることにより、一定の経済的負担を負うものといえます。

仮に、消費者がこれらの経済的負担を負うべき正当な理由があれば、本件約款第12条は信義則に反するものではないといえます。

しかしながら、令和3年1月20日付のご回答書面を踏まえても、ガス供給契約と消火器リース契約を一体化させる理由は、リース料金の回収など事業者側の事情に基づくものに限られるようです。そうすると、消費者がガス供給契約を解約した際、ガス供給契約と別個の契約である消火器リース契約まで解除し、消費者に経済的負担を課す正当な理由は見あたりません。

したがって、本件約款第12条は、信義則に反して消費者の権利を一方的に制限する条項に該当すると考えられ、消費者契約法10条により無効と言わざるを得ません。

(4) よって、本件約款12条については、条項自体を削除することを再度ご検討いただくようお願い申し上げます。

敬具